□昭和33年4月22日第三種郵便物認可 □毎月3回1日 •10日 •20日発行 □定価1部5円 大村市役所 □編集人 総務課長 菊池綱昌 口印刷所 降文社印刷所

> 約等について工事等の実 により市長は工事請負契

監查公表 別

検討中ということである を定めなければならない 名競争入札参加者の資格 及び状況を要件とする指 ことになっているが、 その資格の定めがなく その他の経営の規模 従業員の数、 資本の

六十七条の十一第二項 地方自治法施行令第百 和三十八年本条新設 資格について 名競争入札の参加者 事請負契約における 建築課

共通事

項

(土木

た課

いて保管して

ま放置されている状態で

すみやかに物

当該解体、 ころにより経理すべきで 扱いはなされず、 物品会計規則の定めると に伴ない生ずる撤去品は (2)あるが、 市有施設の解体、 撤去品の管理について 物品としての取 橋りょうその他 改築等を実施 すべて 改築等 用品 ての決定もなされない 量保管場所等が明確でな 握がなされず、 えられる。 補助をさせること等が

帳簿上の

堂

品受払簿の記帳は の土木課備えつけの材料

当該

品目、

従って再用品又は不 (売却適当品) とし

しているため、

当該作業

書により受入数量を記入

材料品の納入業者の請求

ま

品受払補助簿に記帳され 現場等に備え付けの材料

業現場等に勤務する検

期せられ 争契約事務処理の適正 ての指名基準については に当該資格を定め指名競 なり得るので、すみやか 公正を疑われる一因とも 市当局の説明は要領を得 引いては入札執行の

おり、 扱員等にその保管事務 所を指定して課の物品取 等を勘案し適当な保管場 物品の形状、性質、 に保管しなくとも、 必ずしも市役所内の倉庫 とられた場合、出納員は 員に納付され (課長等より納付手続が 撤去品として出納 な た されたい。 に従った適切な処理をな ろにより当該物品の効用 品会計規則の定めるとこ あるので、

土木課

せる材料品の購入の場合 (1) 物品会計事務について 作業現場等に直納さ

0) また、 保管されている納品書 直 検討の上改善が望まれる ぎた嫌いがあり、この点 とはいえず形式に流れ過 受払状況を記錄したもの 含む。)の記帳は現品 て受払簿 がなされていない。従 整理不十分で完全な保管 かつ、当該作業現場等に た受払記録と符号せず、 完了の の検査を含む。 分割して作業現場等に (既納部分の確認の せし 一括購入契約をな 確認のための検 める場合の給付 (その補助簿を

大村市監査公表 为1号

0

(ここをとじてください)

地方自治法 オ199条 オ3項の 規定に基づき定期監査を執行し たので、その結果を次のとおり 公表する。

昭和43年6月21日 大村市監査委員 浜 田説郎 島恵吉 同

- 十木課 1 監査の対象 保険年金課
 - 監査の時期 昭和42年7月6日から 同年同月15日まで
 - 3 監査の結果 次のとおり まえがき
- 1 今回の監査は主として昭和41年度 及び昭和42年度(昭和42年度6月 末日現在)の事務事業を対象とし 契約事務の処理状況、会計取扱い 上のけん制事務組織、行政財産の 取得管理事務の処理状況等に重点 をおいて実施した。
- 2 監査を実施した土木課、建築課及 び保険年金課の昭和42年6月末日 現在の組織、職員配置状況及び主 な分掌事務は、別表1のとおりで ある。
- 土木課及び建築課の昭和42年度 (昭和42年6月末日現在)の工事請 負契約の状況は、別表2のとおり である。

助員に行なわせたとき

たものの記帳整理がそ

承諾の手続としては、

書

当該検査員はこれに基づ 現場等に直納される場合 む。)を作成する等作業 入認印をする 場 作成を省略し検査済の記 き検査調書 検査の結果を報告せしめ な方法について再検討の 材料品購入契約の履 認のための検査の適実 善処されたい。 認報告により検査員に (検査調書の 合を含

理を励行されたい。 けられたが、 されていないものが見受 12 ためにもこれらの記帳整 整理、受入欄 による使用保管責任者 の保管責任を明確にする ついて、 消耗備品台帳の整理 単価) 職員の異動等 使用中物品 の記帳がな (年月日

損耗等により廃棄処分を 見受けられたが、これ と不突合のものがかなり いる機械 の実数と台帳上の数量 作業事務所で保管し 器具等の物 は る寄付の申込みに対する

は、一定様式による検査 い つい 二十二条 期するため努力せられ 合規の処理をするととも 分の手続) 密にし、 棄処分については土木課 時使用される備品類の廃 特に作業現場において常 とによるものと思われる 物品取扱員との連係を 都度なされていないこ て物品管理の適正を 保管物品の取扱い 物品会計規則 (物品の廃棄机 の規定に従

理がなされていない。

るに

か」わらず、

②行政財産の取得管理 ついて

定するとともに、

当課 なっている。 得されたものであるとの ついて、当該用地はその 片町排水路に流れ込む市 の所有権移転登記手続に 所有者の寄付によって取 ている。し 管理の公共排水路となっ (T) (現在市営片町住宅前 ては未処理のままと の説明であるが、そ 琴浜町排水路用地 の取得事務に 本市におけ るよう指導を撤底され 文書による処理がなされ ける場合においては必ず 抗できないような物件に をしなければ第三者に対 所有権について登記登録 いものであり、 的であることに外ならな 効適切な用途に供する 目

いて寄付

(贈与)

を受

また、 本件については

1.

X

た

V 15

付者の意志を尊重して有 受けた金銭、物件等を寄 認し、当該寄付の申込み 件、指定用途目的等を確 とを原則としていること 付の申込を文書によるこ ついては文書に基づく処 ることを原則とされてい 申込書)に基づき処理す に対する承諾の可否を決 (寄付の申込者は二人)に (寄付採納願又は寄付 寄付を 本件 寄 文 ては、 なされず、 このうちの一人について 19 て寄付を受けることもあ 抵当債務の引受けにつ 付せられていたため、根 伴う条件(負担付寄付)が 有権移転債務の引受けを 当該寄付の申込みが根抵 V は いことになっているが、 依頼をしなければならな 政 えて登記事務担当課 合 するものであり、この場 寄 課) 得るであろうが、 「債務及び停止条件付所 ては依頼はなされたが 登記申請手続の依頼が 付物件が登記を必要と 当課は関係書類を添 市議会の議決を経 へその申請手続の 他の一人につ 寄付 申請に たい。 ため適切な措置をとられ おり、 る。 に必要な書類

申 は

込に際して付する

寄付者がその寄付

件の寄付申込みを無条件 ないことはいうまでもな その所有権を当該第三者 者の請求により、 行しない場合、 者が第三者と締結した契 承諾することが適当で 義務負担を伴なった物 移転しなければなら においてその債務を履 当該第二 本市 課内の各係の分掌事務並 ものと思料されるので、 く事務処理に必要な書類 処理させており、 当課においては用地の ないことに起因している 事務担当係との連係もな 得事務を技術職員だけで 整備が円滑に行なわれ 以上のような事実は、 課内の

ものもあり、このま」放 は監査日現在において第 の公共排水路敷となって 既に引き渡しを受け本市 せず登記事務手続の進行 なるので市有財産保全の いて紛争を招く原因とも 置すればその所有権につ 移転登記がなされている 三者の名義にその所有権 が停滞しているものであ 求したが必要書類が整備 む。)の作成を当課に要 い。)これらの債務消滅 なお当該寄付物件は かつ、このうちに 必要な書類を (抹消登 係不十分等から起る事務 びに各係間 の停滞を防止されたい。 各係間における事務の連 0 0 必 理 と最終事務の処理が他 につい 訓令を発する等各課、 いては成文の事務取 要と認められるものに ついての事務の進行 おいて行なわれるも の管理について、 琴 て再検討の上、 の事務の 流

公共下水敷として使用す 和十年十一月、付近 該用地(大村市字片町 線の下を通って大村湾に して管理されてきたもの と決定した市有財産) 本市に引き継がれ行政財 であるが市制施行により として保有されていたの るため町有地(当時水面 の町有地の払下げに際し 九平方メートル) 七五番の三十三、 流れ込む予定の公共排 (前記公共排水路と起点 同じくし国道三十四号 (公共用に供すること 浜町排水路用地 は、 面積 昭 百 百 业 水 В

取

特にその

市

円となっており、

歳入歳

放任されており、市有財

預金(又は通知預金)と て歳計現金と一緒に普通 出外現金(雑部金)とし

全に必要な措置もとらず

は定期預金等として保管 に必要な資金以外の現金 退去に伴う敷金の払戻し

いの状態である。

路台帳(公共排水路の用 のと思い当該公共排水路 が自己の所有に属するも 経過に従ってその管理に 備え付けもなく、年月の た市有財産を含む。 当局として行政財産の保 行したにかるわらず、 敷まで盛土整地工事を施 供することと決定され 管理に属する公共排水 和三十九年頃隣接地主 いての認識がうすれ、 かしながら市

×

ままでは今後の処理方針 産の管理がずさんであ たことは遺憾である。 適切な措置を講ぜられ らたてられない筈であ するかは別として本市 か、あるいはこれを変 有地の境界が未確定の 既定の計画を実施す その境界確認のため

る

られている。

について 住宅入居敷金の保管方法 とその運用利益金の処分 築課

建

しその利子は上記の費用

高は一、六五八、二五〇 四条の規定に基づき家賃 者から市営住宅条例第十 しており、昭和四十二年 六月末日現在の敷金保管 一カ月分相当額を徴収 は 置を講ぜられたい。

用に充てるための資金と 予算措置をするか、ある てることができないとき 金額に達するまで上記費 て積立てる等適切な措 確実に充てられるよう 毎年度上記の費用に充 はその利子金額が少額 基金を設置して適当

敷金は市営住宅の入居

者の状況について 四 国民健康保険の被保険 昭和四十二年六月末日 保険年金課

(1)

収入され一般財源に充て 子は一般会計の諸収入に して保管されその預金利 使途は住宅の児童遊園地 益金又は利益金相当額の 集会所その他入居者の共 敷金の運用による利 しかしなが 世帯) 数は六千三百十五世帯、 健康保険被保険者の世帯 千二百八十四人)に対す 百二十人で、 被保険者数は二万三千五 在における大村市国民 (一万三千四百八十六 及び人口(五万六 本市の世帯

状 況

区	分		昭和41年度	昭和40年度	昭和39年度
世帯	数	(A)	13,387	13,336	12,574
人	. п	(B)	55,844	56,104	54,969
年度始被保険	者世帯数	(C)	6,007	5,980	6,045
年度末被保険	全者世帯数	(D)	6,159	6,007	5,980
差引增減	(D) - (C) =	(E)	156	27	△ 65
年度始被任	呆険者数	(F)	23,244	24,277	25,077
年度末被任	呆険者数	(G)	23,132	23,244	24,277
差引增減	(G) - (F) =	(H) -	△ 25	△ 1,033	△ 800
加入率(世		(D) (A)	46.0	45.0	47.5
加入率(人		(G) (B)	41.6	41.4	44.2

世帯数及び人口は各年度末現在

として税率が決定され

りであり、 和三十九年度以降の状況 となっている。なお、昭 八%後者が四十一・八% る割合は前者が四十六・ を比較すると下表のとお ほとんど横ば

要する費用に充てられる 帯施設)等の建設設置に 同の利便となる施設

べきものされておるので

十一年度において税率の 平均が減少を示している とおりであるが、 以降の推移は下表に示す 徴収について (2)国民健康保険税の 税率の昭和三十八年度 賦課について 昭和四

賦課 ず、これらの収入金を見 付額の見込みが立てられ 助金等の国庫支出金の交 補助金、 年七月) 率決定の時点 0 込まない課税総額を基礎 は 昭 で給付改善特別 臨時財政特別補 和四十年度の税 (昭和四十

には ため、 この結果昭和四十一年度 分が減税されたものであ 度の収入金として見込ま れたことによるもので、 入) として昭和四十一年 財政調整基金に 決算剰余金(実際 編

昭和42年4月1日~6月末日 昭和42年6月 X 分 末日現在数 新規資格取得 336 180 6,315 46.8 被保 帯 数 保 数 1,224 836 23,520 41.8 おける療養の給付及び

れるものである。

従って

0

国民健康保険税及び国庫 て該予算案に計上された

療養費を含む。

る

療養費の支給に要する費

予算案の審議における市

部

税総額対前年度比較増減 四十二%の増税 険税は、昭和四十年度に 一年度当初予算案の審議 欄の四十年度の率を参 おいて、 、更に税率の減少をみて るが、これは昭和四十 昭 和四十二年度にお 「国民健康保 (下表課 負担金の総額の見込額を 養の給付についての一 用 控除した額」として課税 の総額

等の理由で市議会におい 税しないと市長は説明し しくは国の責任において ており、このたびの予算 担すべきものである。 係る増税は一般会計も かしながら、本市国

療養給付費及び療養費の 支出金の額の一部と、 初予算に計上されている 当該年度の税率決定の に見合う療養給付費 べき「当該年度の初日 を税率決定の基礎とな (昭和四十二年七月)当 部を減額修正したこと)の額の られているものと解せら をする権限を市長に委ね 礎として保険条例の定め 率が明定されておらず、 る方法により税率の決定 総額を算定し、これを基 れる資料に基づいて課税 長において適当と認めら 法も明文がないので、市 かつ、課税総額の算定方 う。 2

ることとなっている。 用金をもって補てんされ 翌年度歳入からの繰上充 ないので、この不足額は 般会計等よりの繰入金も 算において約一、〇〇〇 果によるものであり、こ づいて税率を決定した結 総額を算定し、これに基 万円の赤字が見込まれ一 のため昭和四十二年度決 3 0

をする際に今後は増

険条例」という。)には税 民健康保険条例(以下「保 得金額の総額 税額算定の基礎となる所 従って税率を決定し本市 税所得金額の総額」とい 性を維持すべきものであ 国民健康保険財政の健全 ・度における税率及び課 保険条例によれば課税 たと思料する。 以下 一課

税率の決定はできず、こ 時期は毎年度七月上旬 が確定しなければ れない。 ることは適当とは認め 険財政の運営が行なわれ な形によって国民健康保 たものであり、このよう する動きとなって現わ この際自治省が

の見込額から療 計よりの繰入金あるいは 税が避けられないならそ い 国庫支出金が見込まれな るのが相当であり、他会 要望付議決であると解す べきものであるとの付帯 ない。)において負担す 率決定の時点ではこのた しないように、も 0 いて増税(税率の引上げ から 議会の国民健康保険税の 限り保険条例の規定に の国の負担は考えられ 増税分を一般会計 意味と思われる。 税率決定をする際にお 、額修正の理由は、 市長 (税 增 を 況である。 後の補正予算によって調 編成方針によらざるを得 当初予算は暫定予算的な とになっている。従って 分を徴収又は返還するこ 該年度分の税額の過不足 が決定した後において当 税額)を賦課徴収し、税率 て算出した税額(仮決定 前年度の税額を基礎とし 民健康保険税については する納期に徴収すべき国 年間予算は税率決定

り事実上税率決定に関与 ため、予算案の修正によ いない結果となっている 会は税率決定に関与して いないということは、 の算定方法が明示されて 明定せず、かつ課税総額 には前述のように税率を 整しなければならない状 また保険条例

X ×

であり、それまでに到来 化を図ることが望まれる 健康保険財政運営の円滑 例と予算の間に執行につ う補正予算案を同時に議 条例案と併せてこれに伴 年度の税率決定のため 明定すること。 保険条例を改正し税率を 示した市町村国民健康保 な措置を講ずる等、 いて矛盾が起らないよう 会に提出し、成立した条 険税条例準則に準処して 並びに

国民健康保険税率年度別比較表 (5カ年)

区分	年度	4 2	4 1	4 0	3 9	3 8
税	所 得 割	2.5 100	3.0 100	3.6	3.1	$\frac{3.0}{100}$
	被保険者均等割	760 ^{FI}	770	730	500	380
率	世帯別平等割	1,230 ^円	1,240	1,280	890	700

税率算定の基礎となった計数

年 度	4 2	4 1	4 0	3 9	3 8
療養給付及び療養費総額の 見込額から一部負担金の総 額の見込額を控除した額 (4月1日現在) (A)	125,891 円 (190,000,000)円	126,698 ^{千円} (147,931,171)	99.953 円 (98.25 7 .264)	69,721 ^{千円} (80,654,227)	54,806 FR (62,035,789)
課 税 総 額 (B)	51,267 千円	51,120 千萬	51,136 千円	36,000 千円	28,800 ^{∓F}
課税総額対前年度 比較増滅(△)率	0.29	△ 0.03 %	42.04	25 %	
課税対象となる所 得金額の総額 (C)	998,128 千円	847,220 千円	708,359 千円	570,157 千円	496,288 ^{∓P}

- 備考 1. (A)の下段() 内の数は当該年度の療養給付及び療養費の支給総額(一部負担金を除く42年度について は決算見込額。)
 - (B)は(A)から当該年度の前年度の決算剰余金その他の収入金の見込額を控除した額。

年度以降の国 となったもの 績向上の結果 まって徴収成 員の努力と相 ことと関係職 識が高まった 税に対する認 税義務者の本 る。これは納 してきてい 率は年々上昇 り、その収納 とおりであ は下表に示す 分の収納状況 及び滞納繰越 の各現年度分 民健康保険税 況について 昭和三十九

保険税收納状況年次比較 (現年度分)

区 分年度別	納税義務世帯数 (1)	保険税課税額 (調定額)	保険税収入額	未 納 額(2)-(3)=(4)	1世帯当り課税額 (2) (1)	収納率 (3) (2) × 100
昭和39年度	6,506 世帯	32.687 千円	30,873 辛四	1,814 千円	5.024 ^{FB}	94.5 **
40	6,520	46,109	. 44,109	2,000	7,072	95.6
41	6,589	45,055	43,776	1,279	6,838	97.2
42	6,240	7.004	5,723	1,281	1,122	80.4

(滞 分)

年度別 区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未 納 額	収 納 率
昭和39年度	8,404 千円	1,371 千円	1,389 ^{手円}	5,644 千円	16.3 %
4 0	7,437	1,345	1,063	5.029	18.1
4 1	7,018	1,650	890	4,478	23.5

昭和42年度のみ6月末現在、他は各年度末現在

り、法定給付である療養 頁の表に示すとおりであ るのは療養給付の保険者 四十一年度に急増してい 給付費及び療養費の支給 結果によるものである。 本年度から平年度化した について七割制となり、 負担の割合が全被保険者 額(保険者負担分)が昭和 保険給付額の推移は いて 保険給付の状況につ

保険給付状況

- F7			R	3和4	2年1	度	H	召和 4	1年	度	昭	3和4	0 年	度	瑕	3和3	9年1	变
×	分		件	件 数		給 付		件数		給 付		件 数		給 付		件 数		付
	療者	& 給付費	22	,795 ^{(‡}	43,	481	82	,640 ^{(†}	147	138	71	·704 ^{f‡}	97	,151 1	74,	132 [#	80	,169 ^{∓F}
療養諸費	療	養 費		51		294		102		448		87		438		45	n	256
		計	22	846	43,	775	82	,742	147	586	71	791	97	,589	74	177	80	,425
助	産	費		92		184		253		506		330		659		333		569
葬	祭	費		39		78		202		404		206		399		203		273
合		計	22	,977	44	.037	83	,197	148	496	72	,327	98	,647	74	713	81	,267

注 昭和42年度は6月末日現在

である 民年金印紙 われるもの よって行な これに市長 として国民 納付は原則 ③国民年金 売りさばき けることに 年金手帳の 示すとおり 況は下表に の売さばき 民年金印紙 の状況、国 の被保険者 令の定める に関する省 の印紙は国 であり、そ の検認を受 をはりつけ 民年金印紙 所定欄に国 検認等の状 国民年金 いて 事務につ 保険料の

年金受給者の状況

区	分	老令年金	障害年金	母子年金	合 計
福	昭和39年度	1,817	210	175	2,202
福祉年金受給者	40	1,794	279	105	2,173
金受	41	1,846	296	100	2,242
治者	42 (6月末現在)	1,876	299	100	2,275
拠	昭和39年度		0	19	19
拠出年金受給者	40	-	1	29	30
金受	41	-	1	30	31
治者	42 (6月末現在)	_	3	42	45

印紙の売りさばきは本 好であると認められたの業務の委託を受け購 さばき事務取扱規則にの業務の委託を受け購 さばき事務取扱規則にところにより、市がそ 市国民年金印紙の売りところにより、市がそ 市国民年金印紙の売り

国民年金被保険者の状況

(昭和42年6月末日現在)

		被	楚	保		険	者				免	1	除	者	
区		Š	分	男	- I	女		計	1	X	Y (S)		分	計	
強能	制	加	入	4,84	4	6,758	۸ 11	,602	人	法	定	免	除	651	X
任意	意	加	入	22	3	1,501	1	,724		申	請	免	除	1,699	
	計			5,06	7	8,259	13	, 326			ī	+ -		2,350	

注 強制加入の中には不在者を含む。

1

国民年金印紙の売りさばき状況

年 分	1	0 円	1 0	0 円	1 5	0 円	2 0	0 円	2 5	0 円	A ∈L #6
度	枚数	金 額	枚 数	金 額	枚 数	金 額	枚 数	金 額	枚 数	金 額	合計額
39	212枚	2,120円	27,271 th	2,727,100	40,435 ^枚	6,065,250	枚	<u>円</u>	枚一	<u> </u>	8,794,470
40	109	1,090	29,868	2,986,800	48,200	7,230,000	=	_			10,217,890
41	226	2,260	24,952	2,495,200	40,772	6,115,800	6,174	1,234,800	11,100	2,775,000	12,623,060
(4~6月)	202	2,020	348	34.800	118	17,700	5,934	1,186,800	11,226	2,806,500	4,047,820

昭和33年4月22日第三種郵便物認可

(7) 大村市政だより

TV	-	_	1 1.	****
Teta	三人	α	4-1-	- 144
検	認	の	状	況

		i i
検認対象	検 認 済	検 認 率
81,232 #	70,709	87.0
80,744	73,768	91.4
92,853	84,841	91.4
28,639	24,822	86.7
	81,232 [#] 80,744 92,853	81,232 ^{#‡} 70,709 ^{#‡} 80,744 73,768 92,853 84,841

×		\times
	×	
×		×
	×	
×		×
	×	

× × × × × ×

施設台帳の備え付けがな いるもの、市が設置して がないため課間又は係間 るのであるが、なお前流 究改善のあとが認められ 努力により全般的には研 遺憾のないよう努められ められること等検討善処 容易にしておく必要が認 には必ず施設台帳を備え 管理の適切を期するため いものがあるがその維持 ていないものについては 帳の備え付けが法定され いる公共施設等で施設台 の連係が不徹底となって 文による事務取扱の指示 する事項も多く、特に成 したとおり改善是正を要 おりであり、関係職員の して今後の事務の執行に 付けてその現況の把握を 監査の結果は以上のと

別表 1

職員配置状况

(昭和42年6月末日現在)

Aver .		A44		5	定	数	職	員												
組		織		計	事務 吏員	技術	事務雇員	技術雇員	傭員	主な事務分掌										
	合	合 計		(兼1) 36						○土木工事の契約に関すること。										
土	課		長	1		1				○市道の認定、変更及び廃止に関すること。○道路の占用許可及び道路占用料の徴収並びに道路台帳に										
	課	長補	佐	1	1					関すること。 ○港湾施設の使用及び公有水面に関すること。										
木	庶	務	係	(兼1) 14	(兼1) 6	1	- 2	5		○失業対策事業に関すること。										
	土	木	係	4	8	2		2		○道路、橋りょう、河川、港湾の新設及び改良並びに 管理に関すること。										
課	整	備	係	12		3		9	9	○都市計画事業及び土地区画整理事業に関すること。○公園、緑地、街路樹に関すること。										
	都市計画係		4	1	2		1		○土木関係災害防除並びに復旧事業に関すること。											
建	合 計		9						○建築工事の契約及び計画、設計並びに施行に関すること											
Arte	課		長	1		1				○建築申請に関する。										
築	庶	務	係	4	3		1			○市営住宅及び県営住宅の管理及び使用料に関すること。 ○市有建物の営繕に関すること。										
課	建	築	係	4		4				○地代家賃統制に関すること。										
保	合		計	11						○国民健康保険事業の啓発宣伝に関すること。 ○国民健康保険の契約に関すること。										
休 険年金課	課		長	1	1					○国民健康保険事業施設に関すること。										
	保	険	係	5	3		2			○診療報酬及び保険給付に関すること。 ○国民年金制度の啓発宣伝に関すること。										
	年	金	係	5	4		1			○国民年金手帳の検認に関すること。○国民年金の給付事務に関すること。										

注 ()は再掲

別表 2

土木課工事請負契約調 (契約額10万円以上)

(42.6月末現在契約済のもの)

エ	事	名	契約方法	入 札		工 事 費		- H		付	
				業者数	回数	予定価格	契約額	契 約	着工	竣功	検 査
市道草場石走線路側石垣補修			指名~随契	4	3	113	113	5.11	5.11	5.30	6.1
市道久津五	エノ郷線改良	工事	指名	5	4	395	390	4.21	4.22	5.20	5.20
市道松原縣	尺八幡神社線:	外4線舗装	"	5	1	1,380	1,100	5.10	5.17	6.8	6.8
市道水田-	-区二号線外	4線舗装	"	5	1	1,090	800	5-10	5.17	6-8	6.8
节道東本 田	丁線側溝		"	5	1	285	278	5.10	5.11	6.9	6.18
市道小路[口住宅線側溝		"	5	1	150	150	4.20	4.21	5.20	5.28
市道宮小路黒丸線側溝及び舗装			"	5	2	440	440	4.18	4.20	5.29	5.29
池田住宅九区線側溝			指名~随契	5	3	298	298	5.10	5.10	6.8	6.8
市道三浦今村出張所線改良			指名	5	4	700	700	6.7	6.7	8.12	8-17
鬼橋架替	(上部工)		"	4	1	10,330	10,100	4-17	4.18	8.31	9.25
久良原橋势	股橋台取付		随契	3	-	_	300	6.26	6.26	7.5	7.5
東本町排石	k路改修		指名	5	1	276	268	5.10	5.11	6.5	6.8
片町排水路	各改修		随契	5	-	-	159	6.5	6.5	7.15	7.1
勢上川護川	岸災害復旧		指名	5	3	700	700	5.10	5.12	6.30	7.25

注 「指名~随契」は、指名競争入札に附したが落札者がなく、随意契約によったもの。

建築課工事請負契約調 (契約額10万円以上)

(42.6月末現在契約済のもの)

工 事 名	契約方法	入	札	工事	工 事 費		日		付		
工事名		業者数	回数	予定価格	契約額	契 約	着工	竣 功	検 査		
旭町団地公営住宅基礎調査	随契	3-		146	千円 120	6.21	6.22	7.5	7.5		
市立中央小学校宿直室及び体育倉 庫新設	指名~隨契	7	5	855	855	5.15	5.15	7.4	7.4		
市営球場スタンド外壁工事	指名	6	5	2,970	2,960	5.6	5.6	6.15	6.21		
仝 上 追加工事	随契	3	-	713	713	6.1	6.1	6.26	6.27		
市営陸上競技場外棚工事	."	2.	-	400	400	6.3	6.3	7.17	7.17		
黒木小学校職員公舎新築工事	指名	7	3	1,050	1,050	6.12	6.13	7.17	7.18		
福重小学校改築基礎調査	随契	3	-	209	179	6.21	6.26	7.10	7.10		
市立病院理髪室新築工事	指名	8	1	390	380	4.26	4.27	6.30	7.3		
市立病院管理棟増築工事	"	8	5	4,350	4,340	4.26	4.27	6.30	7.3		
仝 上 に伴なう給排水工事	"	4	1	130	129	5.6	5.6	6.30	7.3		
仝 上 に伴なう電気設備工事	"	3	5	430	425	5.8	5.8	6.30	7.3		